

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきまして、これまでも何度か取り組みが行われてきました。2024年（令和6年）6月の介護報酬改定にともない、従来の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- キャリアパス要件
- 月額賃金改善要件
- 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。

6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組む

（生産性向上は3つ以上、うち1部は必須）

職場環境等改善に係る取組について、「見える化」を行っていること。

「見える化」とは、ホームページへの掲載等により、外部から見える形で公表することです。